

国際的な鯨類の資源管理の推進事業

【令和2年度予算概算決定額 22（－）百万円】

<対策のポイント>

○ 北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）向けのトラストファンドを設立し、共同の調査・研究を行い、鯨類資源の管理におけるNAMMCOとの協力関係を強化することで、我が国の捕鯨について国際法上の正当性を明確化するとともに、捕獲枠算定方式等における我が国のアプローチについて科学的正当性の確保を図ります。

<政策目標>

○ 国際法に従い、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づいた適切な捕獲枠を設定します。

<事業の内容>

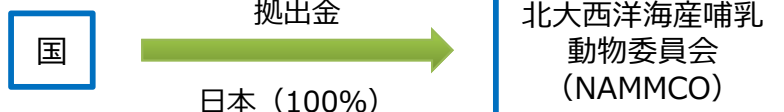
1. 日NAMMCO共同鯨類科学調査研究協力事業 20（－）百万円

○ ミンククジラ等の鯨類への衛星標識手法確立のためのプロジェクトや、我が国とNAMMCOの共同での大西洋における目視調査や、ドローンを活用した低コストかつカバー範囲の広い目視調査手法の共同開発等の鯨類科学調査を実施し、国際的な鯨類の資源管理に資する科学的データを収集するための調査・研究を推進します。

2. 国際法的な鯨類資源管理体制確立事業 2（－）百万円

○ 捕鯨をめぐる国際的な情勢が依然として厳しい中、数少ない商業捕鯨国である我が国及びNAMMCO加盟国は、鯨類の資源管理体制の強化・改善を共通の課題として抱えています。このため、資源管理に関する最新動向も踏まえた捕獲枠算出方式の更なる改善を目的とした専門家会合を開催し、外部専門家の招へいや我が国専門家の派遣を行う等、持続的利用推進のための連携を強化します。さらに、この中で我が国の捕獲枠算定方式等についてNAMMCOからのレビューを受けることとし、我が国のアプローチの科学的正当性の確保を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 我が国の捕鯨について国際法上の正当性の明確化
- 捕獲枠算定方式等の科学的正当性の確保

NAMMCOとの協力強化



- 共同調査・研究の実施
- 専門家会合の開催
- 鯨類等の資源管理体制の強化・改善



鯨類資源の国際機関を通じた管理体制

UNCLOS65条の充足

【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
水産庁国際課（03-3502-2443）